

VI 希少動植物の保全

I 第2期自然再生計画の取組・成果・課題の概要

主稜線部等での植生保護柵設置により、柵内でクルマユリなどの希少植物が確認されており、植生保護柵による希少植物保全の効果が明らかとなりました。また、ヤシヤイノデについては、孢子培養を行い、苗を現地に植え戻すことができました。

しかしながら、希少動植物の保全手法を検討するための基礎情報が不足しており、情報収集の手法も不確定な種が多いため、種に応じた情報収集とそれに基づく保全手法の検討が必要です。また、植生保護柵については、土壌保全対策の一環として設置を進めながら、希少種保全の観点からも設置の必要な箇所を整理・検討する必要があります。

II 第3期自然再生計画の施策の基本方向

希少動植物の保全手法等を検討するための基礎情報が不足しているため、第3期自然再生計画では、情報収集が可能な種について生息状況等の把握を進めつつ、モニタリング手法や保全手法の検討を行います。また、植生保護柵内で希少植物の回復が確認されたことから、土壌保全対策等とも連携して、植生保護柵の設置による希少植物の保全を進めます。

III 主要施策ごとの事業実施状況

1 希少動植物の保全方針・対策と調査・モニタリングの検討

① **FS** 希少動植物の保全手法・対策の検討

【事業内容】

希少種に関して、丹沢大山総合調査や、その他の生息生育情報などこれまでに得られた各種データを活用して、専門家の知見を踏まえ、丹沢山地での希少種リストの作成に向けて情報収集するとともに、希少種の保全手法について検討します。〔関連3-3-2-3(4)①〕

<実施状況>

神奈川県オオタカ保護指針に基づき、オオタカの生息状況調査を行い、保全に係る基本的な情報を収集するとともに、繁殖期間中の工事について開発事業者等へ配慮を促した。

また、ガン・カモ調査を継続的に行い、希少種保全に係る基礎的な情報を収集するとともに、水源林整備事業やニホンジカ保護管理事業のモニタリング調査用に設置されている自動撮影カメラの撮影記録から、希少動物（ツキノワグマ、カモシカ、キツネ等）の出現状況を整理した。

ツキノワグマについては、保護と人身被害を未然に防止するために県内の痕跡、目撃情報を収集し、ツキノワグマの出没・生息状況の把握を行った。人里への出没が頻発した地域では、人身被害を未然に防止するための追払い等を実施した。

希少動植物の保全の必要性と手法の検討にあたっては、情報収集の手段を明確にできておらず、基礎的な情報が不足しているため、保全の必要性や手法および保全方針の手順に関する検討には至っていない。

希少動植物の基礎情報であるレッドリストの改訂に向けて、平成29年度に自然環境保

全課により県レッドリスト選定・評価委員会が設置された。県立生命の星・地球博物館や県内市町立博物館、各種生物の専門家が協力して、レッドリストの作成が進行している。



(写真) ガン・カモ調査

<次期計画における基本的な方向性>

希少種保全を図るため、引き続き基礎的な情報を収集するとともに、保全方針や対策を検討していくための基礎的情報の収集を行い、保全の手法検討の手順について、専門家の意見を踏まえつつ検討を行う。

レッドリストについては、植物分野から順次作成、発刊する。

② **FS** 淡水魚類のモニタリングと保全方策の検討

【事業内容】

丹沢在来のヤマメとカジカについて、引き続き生息状況を把握しつつ、保全方策について検討します。(IV-1-③)

IV-1-③に記載のとおり

2 希少動植物の保護・回復事業の実施

① 植生保護柵による希少植物の保全

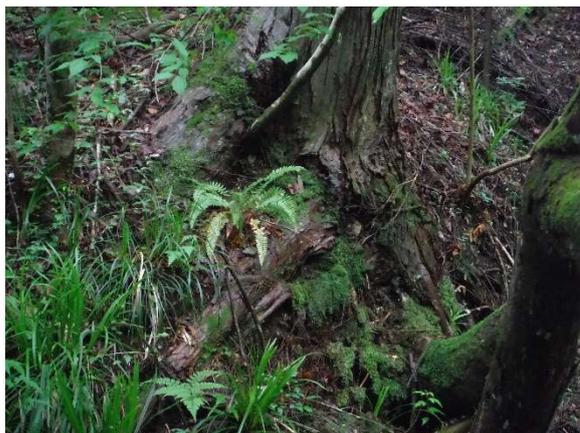
【事業内容】

奥山域で既設の植生保護柵の適切な維持管理を行うとともに、絶滅が危惧される多年生草本等の生育状況の追跡調査を継続します。また、土壌保全対策の一環として植生保護柵設置を進めるとともに、希少種保全の観点からも設置の必要な箇所を整理・検討します。さらに、第2期自然再生計画期間中に培養し、植生保護柵内に現地植え戻しを行ったヤシャイノデについてもモニタリングを行います。(I-3-②、V-1-②)

<実施状況>

I-3-②に記載のほか、植生保護柵内の希少植物については、ブナ林再生事業のモニタリングで対応してきた。これまでの調査から、希少植物（多年草）の回復は埋土種子に頼ることはできず、シカに採食されたとしても植物体が残っているうちに植生保護柵を設置することの有効性が確認された。

平成27年度に現地へ植え戻したヤシャイノデについて、生育状況モニタリングを実施したところ、順調な生育が確認できた。



(写真) 植え戻したヤシャイノデ

<次期計画における基本的な方向性>

植生保護柵による希少植物の保護や回復の効果を実証する作業の一環として、5年に1度の頻度で生育状況のモニタリングを実施する。